

震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱いの申請手続き等について

(概要)

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災の際に、給油取扱所等の危険物施設が被災したに加え、被災地に通ずる交通網が寸断されたこと等により、通常時の危険物の貯蔵や取扱いができず、ドラム缶や地下タンクから手動ポンプ等を用いた給油・注油や、危険物施設以外の場所での一時的な危険物の貯蔵など平常とは異なる対応が必要になり、消防法第 10 条第 1 項ただし書きに基づく危険物の仮貯蔵・仮取扱いが数多く行われました。

そこで、富士市において震災時に市内が甚大な被害を受け、交通手段が十分に確保できない等の場合は仮貯蔵・仮取扱いを、事前に消防機関と協議のうえ実施計画書を提出しておくことで、申請から承認までの手続きを電話等で行うことといたします。

(危険物の仮貯蔵・仮取扱いとは・・・)

危険物の指定数量（例：灯油 1, 000 リットル以上）を超える危険物を、貯蔵所以外の場所での貯蔵又は製造所等以外の場所で取扱うことはできません。

ただし、事前に消防長の承認を受けることで、指定数量以上の危険物を 10 日以内に限り、仮に貯蔵し、又は取り扱うことができます。

(被災地で実際に行われていた事例は・・・)

- ・ドラム缶による燃料の貯蔵及び取扱い
- ・危険物を収納する設備からの抜き取り
- ・移動タンク貯蔵所等による給油（ガソリン以外）、注油

その他 [別表 1](#)、[別表 2](#)

(申請手続きの方法)

被害の状況により、危険物施設以外の場所で臨時的に指定数量以上の危険物を貯蔵・取扱うことが想定される事業所等は、想定される形態に応じた安全対策や必要な資器材等の準備等の具体的な実施計画等を事前に消防本部予防課と協議し、実施計画書を作成し提出しておくことで申請から承認までの手続きを電話等によることができます。

手続の流れ



(必要となる申請書類等)

【作成が必要と思われる実施計画書の作成例】

- ・ドラム缶による燃料の貯蔵及び取扱い [\(別紙1\)](#)
- ・危険物を収納する設備等からの危険物の抜き取り [\(別紙2\)](#)
- ・災害復興のため、重機等への燃料補給等 [\(別紙3\)](#)
- ・発電機等への燃料補給 [\(別紙4\)](#)
- ・地下貯蔵タンク等が損傷した場合の危険物の抜き取り [\(別紙5\)](#)
- ・屋外貯蔵タンク等が損傷した場合の危険物の移送・注油 [\(別紙6\)](#)

※ 実施計画書には、実施予定場所の案内図、配置図、敷地見取図等を添付してください。

危険物施設での臨時的な危険物の貯蔵又は取扱い等について

震災時等において、設備等の代替機器、非常用電源又は手動機器等の使用等をする計画がある場合、事前に許可又は届出をすることで、それらの機器等を使用することができます。

【事例】

- ・給油取扱所において給油継続のための緊急用ポンプの使用 [\(別紙8\)](#)
- ・停電時における非常用電源や手動機器の活用 [\(別紙9\)](#)

この内容についてのお問い合わせ

消防本部予防課 危険物担当

電話番号：0545-55-2860 F A X 0545-53-4633